

共同募金助成基準

I 島根県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金の助成は、島根県共同募金助成要綱により A 募金、B 募金、歳末たすけあい募金に区分して行う。

II A 募金の助成（以下「A 助成」という。）

1 助成の対象施設及び団体は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設及び更生保護施設
- (2) 恒常的に県内全域若しくは市町村域を越えて活動する社会福祉団体（更生保護団体、NPO 法人及びグループ等を含む。以下「広域的社会福祉団体」という。）
- (3) 別に定める赤い羽根共同募金「しまねテーマ募金」実施要綱（以下「テーマ募金実施要綱」という。）に基づく加算助成金については、島根県共同募金会共同募金委員会（以下「共同募金委員会」という。）が認めた団体
- (4) 児童養護施設等入所児童等自立支援金助成事業を行う者
- (5) 生きづらさを抱えた子供たちを支援している団体
- (6) 別に定める「クルマをおくろう PROJECT 実施要綱」に基づき本会が助成先として選定した団体（以下「クルマをおくろう PROJECT 選定団体」という。）
- (7) 島根県共同募金会

2 対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設及び更生保護施設
施設機能の充実・強化に伴う施設の整備、機器・車両等の購入費、及び地域貢献事業として取り組む地域福祉活動のための事業費とする。
- (2) 広域的社会福祉団体
新規に設立された団体には育成・援助費、その他の団体には臨時的事業費とする。ただし、テーマ募金実施要綱に基づくテーマ募金参加団体（以下「テーマ募金参加団体」という。）については、次号の定めるところによる。
- (3) テーマ募金参加団体
テーマ募金実施要綱に基づき本会あるいは共同募金委員会が認めた事業費とする。
- (4) 児童養護施設等入所児童等自立支援金助成事業を行う者
別に定める「児童養護施設等入所児童等自立支援金助成要綱」に規定する事業費とする。
- (5) 生きづらさを抱えた子供たちを支援している団体
別に定める「しまね子どもの未来応援募金助成基準」を準用する。
- (6) クルマをおくろう PROJECT 選定団体
別に定める「クルマをおくろう PROJECT 実施要綱」に規定する事業費とする。
- (7) 島根県共同募金会
 - ① 別に定める「災害見舞助成要綱」に規定する見舞金
 - ② 社会福祉法第 118 条に規定する準備金
 - ③ 島根県共同募金会の管理事業費等

3 助成額は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業の(1)及び(2)については、総事業費の 3/4 以内（助成額 50 万円以下の場合は総事業費の 9/10 以内）の助成額とする。

なお、助成額の上限については、次のとおりとする。

・施設設備の整備費 200 万円

- ・車両、障がい者用の特殊備品の整備費 150 万円
- ・一般備品(遊具を除く)の整備費 100 万円
- ・遊具、地域福祉活動(ソフト)事業費 50 万円
- ・広域団体の社会福祉活動事業費 150 万円

- (2) 対象事業の(3)については、テーマ募金実施要綱に基づき助成する。
- (3) 対象事業の(4)については、別に定める「児童養護施設等入所児童等自立支援金助成要綱」に基づき助成する。
- (4) 対象事業の(5)については、別に定める「しまね子どもの未来応援募金助成基準」を準用する。
- (5) 対象事業の(6)については、別に定める「クルマをおくろう PROJECT 実施要綱」に基づき助成する。
- (6) 対象事業の(7)の②については、社会福祉法条第118第1項に従い積み立てるほか、別に定める「災害支援制度運営要綱」及び「災害等準備金取崩金助成要綱」に基づき助成する。

4 助成にあたっての留意事項

- (1) 介護保険事業者への助成は、公益事業として地域福祉活動を行うために必要なソフト事業費とする。
- (2) 施設助成については、前年度に助成決定を受けていない法人を優先する。
- (3) 施設整備の助成は、当該施設の整備計画に基づき、資産状況を勘案のうえ助成額を決定する。
- (4) 事業費総額が 200 万円を超える大規模な施設整備については、本会で民間資金導入等を検討する。
- (5) 社会福祉団体助成の継続は、原則として3年間を限度とする。(社会福祉協議会及びテーマ募金参加団体を除く。)
- (6) 島根県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)については、市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)が実施する重点事業の支援事業に優先助成する。
- (7) 社会福祉施設、広域的な社会福祉団体及びテーマ募金参加団体への助成は、原則翌年度助成、概算払いとする。
- (8) 「児童養護施設等入所児童等自立支援金助成要綱」に基づく助成は、当該年度助成とし、年限を設けない。
- (9) 島根県共同募金会の管理事業費については、特別な事情がない限り必要最低限度の額とする。

Ⅲ B募金の助成(以下「B助成」という。)

1 助成の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市町村社協(赤い羽根子供の遊び場設置者及び管理者を含む)
- (2) 当該市町村の区域を活動範囲とする社会福祉団体(更生保護団体、NPO法人及びグループ等を含む。以下「社会福祉団体」という。)

2 対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 市町村社協においては、地域福祉事業費(赤い羽根子供の遊び場整備事業費、事業管理経費を含む)とする。
- (2) 社会福祉団体においては、新規に設立された団体は育成・援助費、その他の団体は臨時的事業費とする。

3 助成額は、B 募金実績額とする。

4 助成にあたっての留意事項

- (1) 市町村社協が、事業を実施するにあたっての必要な事業支弁の事業管理経費は、B 募金実績額の 3 %以内とする。ただし、機器整備については、事前に本会の承認を得るものとする
- (2) 遊び場整備においては、遊具の新設及び更新等を対象とする。

Ⅳ 地域歳末たすけあい募金の助成

1 助成の対象者は、市町村社協とする。

2 対象事業は、見舞金等贈呈事業費及び地域交流活動事業費とする。

3 助成額は、地域歳末たすけあい募金実績額とする。

4 助成にあたっての留意事項

原則当年度助成とするが、地域福祉サービス事業の助成金は翌年度助成もできる。

Ⅴ NHK 歳末たすけあい義援金の助成

1 助成の対象者は、本会並びに市町村社協及び地域福祉活動を行う法人・団体とする。

2 対象事業は、本会贈呈品並びに地域福祉推進事業及び地域福祉活動に要する機器・備品及び車両整備費とする。

3 助成額は、100 万円以内とする。

4 助成にあたっての留意事項

原則当年度助成、概算払いとする。

附 則

この改正後の基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。